

# 浄配水場等テレメータ設備改修工事設計業務委託

## 特記仕様書

### 【一般事項】

## 第1章 総則

### 1. 適用範囲

本仕様は、狭山市（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）へ委託する「浄配水場等テレメータ設備改修工事設計業務委託」（以下、「本業務」）に適用するものとする。

### 2. 業務の目的

本業務は、特記仕様書に示す事項に係る検討を実施し、テレメータ設備改修工事に向けての詳細設計を行う。

### 3. 一般事項の適用

本業務は、一般事項に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記事項に定める仕様に従い施行しなければならない。

### 4. 費用の負担

本業務の検査等に伴う費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として乙の負担とする。

### 5. 法令等の遵守

乙は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

### 6. 中立性の保持

乙は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

### 7. 秘密の保持

乙は、本業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。これは契約の終了又は解除後も同様とする。また、乙は成果品（業務の過程で得られた記録、各種情報等を含む）を甲の許可なく第三者に公表、閲覧、複写、貸与、譲渡もしくは無断使用してはならない。契約の終了又は解除後も同様とする。なお、乙は本業務における個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

### 8. 公益確保の責務

乙は、本業務を行うに当たっては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

## 9. 提出書類

乙は、本業務の着手及び完了に当たって甲の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手通知書 (2) 工程表工程表 (3) 管理技術者通知書 (4) 職務分担表  
(5) 完了通知書 (6) 納品書 (7) 業務委託請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けるものとする。

## 10. 管理技術者及び技術者

- (1) 乙は、管理技術者、照査技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当な経験を有する技術者を配置しなければならない。

- (2) 管理技術者は、技術士（電気電子部門：電気設備）の資格を有し相当の経験を持った技術者でなければならない。

また、管理技術者は過去5年以内に同種・同類業務※1の管理技術者としての実務経験があり、その実務実績が業務カルテ（TECRIS）に登録されている技術者を配置し、かつ、それを証明する業務カルテ（TECRIS）受領書の写し等を提出すること。

- (3) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道－上水道及び工業用水道）及び水道浄水施設管理技士1級の資格を有し相当の経験を持った技術者でなければならない。

また、過去5年以内に同種・同類業務※1の照査技術者としての実務経験があり、その実務実績が業務カルテ（TECRIS）に登録されている技術者を配置し、かつ、それを証明する業務カルテ（TECRIS）受領書の写し等を提出すること。

- (4) 担当技術者には、過去5年以内に同種・同類業務※1の担当技術者としての実務経験があり、その実務実績が業務カルテ（TECRIS）に登録されている技術者を配置し、かつ、それを証明する業務カルテ（TECRIS）受領書の写し等を提出すること。

- (5) 管理技術者と照査技術者は職務を兼任することはできない。

- (6) ※1：同種・同類業務とは、過去5年以内に契約した上水道施設のテレメータ等通信装置に関する実施設計であり、遠方監視の被監視所が16箇所以上を有し、かつ、通信回線サービスを専用回線から光回線等に変更しているものとする。

## 11. 工程管理

乙は、常に業務の進捗状況について把握し、工程表どおりの円滑な進行に努めなければならない。また、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を甲に提出し、協議しなければならない。

## 12. 成果品の審査及び納品

- (1) 乙は、成果品完成後に甲の審査を受けなければならない。
- (2) 乙は、成果品の審査において、甲から訂正を指示された箇所は、指示内容を確認の上、訂正しなければならない。
- (3) 乙は、業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、甲の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに乙の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、乙は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

### 1 3. 関係官公庁等との協議

乙は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく甲に報告しなければならない。

### 1 4. 資料の貸与

- (1) 乙は、本業務の遂行上必要がある場合は、甲の所有する資料の貸与を要請することができる。
- (2) 甲は、乙から上記により資料の要請があり、その必要性を認める場合は、要請された資料を貸与するものとする。
- (3) 甲から貸与される資料について、乙は「借用書」を提出し、資料の汚損、滅失及び盗難等の事故がないように取り扱い、使用後は速やかに返却するものとする。
- (4) 乙は、貸与された資料を他の目的に使用してはならない。

### 1 5. 参考文献等の明記

本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

### 1 6. 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、乙の申請による。

### 1 7. 疑義の解釈

本業務の実施について、本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲と乙が協議を行い、協議が成立しない時は甲の指示に従うものとする。

### 1 8. 損害賠償

乙は、本業務実施中に生じた諸事故に対して一切の責任を負い、甲に発生原因、経過、被害の内容を速やかに報告するものとする。また、損害賠償等の請求があった場合は、一切を乙において処理するものとする。

## 第2章 計画

### 1. 一般的事項

乙は、調査、計画及び設計にあたり、十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合わせを行うものとする。

- (1) 乙は、契約図書に基づき業務を行うこと。
- (2) 乙は、契約図書に明記していない事項において、業務の目的を達成する上で必要と認められる事項は、甲と乙が協議を行うこと。
- (3) 乙は、契約後速やかに業務計画書を甲の担当者に提出して承諾を受ける。担当者に提出して承諾を受けること。
- (4) 乙は、業務に先立ち十分な資料の精査および現場調査を行い、適用基準等に基づき資料を作成するものとする。なお、現場調査時に現場写真を撮影し、整理のうえ成果品と共に提出すること。
- (5) 作成する図面等の図面区分、縮尺用紙サイズ等については甲の担当者と協議担当者と協議すること。
- (6) 設計等の作業に当たり、代価、手間等の積算については根拠等を明確にし、書類作成を行うこと。

### 2. 業務の手順

- (1) 本業務は、十分に協議を行い実施するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打ち合わせには必ず出席しなければならない。
- (3) 乙は、打ち合わせには議事録をとり、内容を明確にして甲に提出しなければならない。

### 3. 現地調査

現地調査は計画対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、全ての業務内容において十分な調査を行わなければならない。

### 4. 調査及び計画

乙は、甲より提供した資料、乙が調査収集した資料及び関係者の打ち合わせ結果等を十分検討したうえで調査及び計画を実施すること。

### 5. まとめと照査

乙は、作業項目における方針の確定・確認及び作業内容の照査を行う。

## 【特記事項】

# 第3章 業務概要

## 1. 業務名

浄配水場等テレメータ設備改修工事設計業務委託

## 2. 特記事項の適用範囲

本項は、浄配水場等テレメータ設備改修工事設計業務委託における特記事項とし、本項に記載されていない事項は前記一般事項によるものとする。

## 3. 業務の目的

NTT 東日本において専用回線サービスが終了されることに伴い、当該サービスを用いて運用されている場外施設のテレメータ/テレコントロール設備（以下テレメータ）について対応方針を検討すると共に、その詳細設計業務を行う。

## 4. 業務場所

鵜ノ木浄水場および場外施設

## 5. 基本事項

### (1) 業務対象施設の概要

対象施設数 16ヶ所（親局・子局合算）

内訳 浄水場 3ヶ所

配水場 3ヶ所

取水井 10ヶ所

## 6. 業務内容

### (1) NTT 専用回線廃止に係る対応方針の検討

### (2) 上記方針に基づく基本設計及び詳細設計

### 6.1. 設計協議など

#### (1) 設計協議

第1回打合せ 仕様書の内容確認（内容把握、設計工程、方針、管理運用面における検討事項の内容等）、借用資料等の確認

中間打合せ 業務作業中に発生する諸条件（設計計画、各種計算、設計図面作成、数量計算等）に関する確認

最終打合せ 業務作業完了時における総括説明、成果品納入

#### (2) 現地調査

必要な現地調査を行い、設計内容に反映させること。

(3) 既存資料収集・整理

既存資料の収集及び整理を行い、現地の状況やシステム構成などを把握すること。

(4) 外部機関協議

通信回線サービスの変更に伴い、通信会社と必要な協議を行うこと。

6.2. 基本設計

(1) 設計条件の整理

設計対象機器の設置年度、設置環境（温度、湿度、電源、ラックの空きスペース、配線状況など）や老朽化による保守部品供給状況や故障リスク、各施設の運用状況などを調査および整理すること。

(2) 代替サービスの整理

専用回線サービスの代替手段は光回線（IP化）への乗り換えを基本としつつ、複数の代替サービス候補を比較検討し、最適なサービスを決定すること。なお比較においては、イニシャル/ランニングコスト、提供サービスの安定性、セキュリティ面など多角的な評価を行い、決定すること。

(3) 改修範囲などの整理

代替サービスの適用や既設設備の設置年度などを整理の上、通信装置の改修可否を決定すること。なお改修を行わない場合、部分的な改修やIPコンバータなどの機器を追加など検討し、その際に発生しうるリスクや費用を評価し、対策を検討すること。

(4) 構成機器の検討

選択したサービスにおいて、既存設備への影響を整理し、適切な機器構成を検討すること。また、既存監視システムとの接続に関する課題点の整理を行い、影響範囲を最小限とすること。

(5) 現地への適用可否等

親局・子局全ての適用可能性の判断、収納盤のスペース等を考慮した適用可能性の検討を行うこと。また各施設における光回線の引き込み状況（既設の有無、引き込み経路など）を確認し、必要な処置を検討すること。

(6) 施設計画・配置計画の検討

これまでの検討結果を基に、実際の機器構成及び各機場における配置計画を検討すること。なお既設盤内には空間的余地がない盤も存在するため、その対応方法についても検討すること。

(7) 工事工程

施設運用に支障が無いよう検討し、工事工程案を検討すること。

### 6.3. 詳細設計

詳細設計については以下の内容について検討を行うものとする。

- (1) 設計計画
- (2) 計算（構造・機能）
- (3) 設計図作成
- (4) 数量計算
- (5) 審査

### 7. 成果品

成果品は下記内容のものを提出するものとし、製本の様式は調査職員と協議のうえで決定する。

- (1) 設計図書           A4 版ファイル   2 部
  - ① 検討計算書
  - ② 特記仕様書
  - ③ 数量計算書
  - ④ 工事設計書
  - ⑤ 見積依頼書
  - ⑥ 議事録
  - ⑦ その他必要な資料

- (2) 設計図            A4 版観音製本   2 部

- (3) 上記を作成した電子データ    CD-R   1 枚

※電子データは PDF（.pdf）形式とすること。加えて、設計図書等のデータは Microsoft 社の Word（.docx）形式、Excel（.xlsx）形式、CADデータの保存形式等については、Jw\_cad（.jww）形式とすること。

### 8. 適用基準等

適用法令、基準、図書については最新版を採用する。

- (1) 水道施設設計指針（日本水道協会）
- (2) 水道維持管理指針（日本水道協会）
- (3) 水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- (4) 水道施設更新指針（日本水道協会）
- (5) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 建築工事標準詳細図（公共建築協会）
- (6) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 公共建築工事共通仕様書（公共建築協会）
- (7) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修  
公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編（公共建築協会）
- (8) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修  
公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編（公共建築協会）
- (9) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修

公共建築設備工事標準図 電気設備工事編（公共建築協会）

(10) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修

公共建築設備工事標準図 機械設備工事編（公共建築協会）

(11) 日本工業規格

(12) 日本電機工業会規格

(13) 電気学会電気規格調査会標準規格

(14) 日本電線工業会標準工業会規格

(15) 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）

(16) 水道施設設計業務委託標準仕様書（日本水道協会）

(17) 中小規模水道施設機械・電気設備設計要領改訂版（日本水道協会）

(18) その他、関係諸法令および準拠する必要のある法令、規格、関連通達等